

産業再生機構関連法の概要

株式会社産業再生機構法

1. 総括規定

(1) 目的

- ・雇用の安定等に配慮しつつ、我が国産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権処理の促進による信用秩序の維持を図る。

(2) 金融機関の範囲

- ・預金取扱金融機関（農水系統を含む）
- ・保険会社、貸金業者、政策金融機関
- ・その他金融に関する業務を行う事業者

(3) 主務大臣

- ・内閣総理大臣（内閣府及び金融庁）財務大臣、経済産業大臣
（実務上は内閣府を主管省庁とし、効率的運営を確保）

(4) 設立・監督

- ・機構は、一を限り、主務大臣認可により設立する株式会社
- ・定款変更、役員選任、予算、資金調達（政府保証）などの主務大臣認可（同じく実務上は、効率的運営を確保）
- ・主務大臣による監督上の必要に応じた業務命令、報告徴求、検査権限

2. 産業再生委員会

(1) 権限

- ・支援（関与）の決定
- ・債権買取りの決定
- ・債権処分の決定

(2) 主務大臣・事業所管大臣との関係

- ・上記(1)の決定に際して主務大臣の意見を聴かなければならない。
- ・支援決定に際しては、主務大臣は事業所管大臣にその内容を通知し、通知を受けた事業所管大臣は、意見を述べることができる。

(3) 組織

- ・委員3人以上7人以内
- ・委員には代表取締役及び社外取締役を含む
- ・互選による委員長、委員長代理の選任
- ・3分の2以上の定足数及び過半数による意思決定

3. 機構の業務

(1) 支援基準

- ・主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、事業再生の支援や債権買取決定に当たり従うべき基準（産業再生法の数値基準を含む）を設定。

(2) 事業者（債務者企業）との関係

- ・事業者は、一以上の金融機関（メインバンク）と連名で、機構に対し、債権買取りその他事業の再生に向けた支援（関与）を申込み。
- ・機構は、支援基準に従い、事業再生の支援を行うか否かを決定。
- ・再生支援を行うか否かの決定に当たっては、労働者との協議の状況等に配慮し、また、企業規模を理由とした不利益な取扱いはしない。
- ・債権買取り後、必要に応じ、貸付、債務保証、出資（DES）等を行う。

(3) 他の債権者（非メインバンク）との関係

- ・機構が支援決定を行った旨を通知し、債権買取りの申込みをするか、対象事業者の再生計画に同意するか、いずれかの回答を一定期間内（最長3ヶ月）に行うよう求める。
- ・必要に応じ、回答期限までの間、対象事業者から債権を回収しないこと（一時停止）を求める。
- ・再生に必要な債権額に達するだけの回答が集まったときは、一括して委員会による買取決定を行う。
- ・一方、回答が集まらなかったり、一時停止の要請に反した回収により再生に必要な債権額に達しないときは、支援決定を撤回する。

(4) 買取価格

- ・債権の買取価格は、再生計画を勘案した適正な時価。

(5) 債権の処分

- ・機構による債権の買取期間は2年。また、債権買取決定から3年以内に債権の処分を行うよう努める。
- ・再生を図れなかったときは、RCC等への売却、法的整理へ移行。

(6) 倒産法制の特例

- ・支援決定から買取決定までの間に行われる「つなぎ融資」で事業の継続に不可欠なものについては、機構が確認を行えば、当該債権については、会社更生手続き等に移行した場合に、「衡平を害しない場合」として他の債権より有利な取扱いを受けるための根拠とすることができる。

(7) 課税の特例

- ・機構が債権の買取りにより不動産に関する権利を取得した場合には、その不動産に関する権利の移転の登記について、登録免許税を課さない。

4 . その他

(1) 政府保証・損失補助

- ・ 機構の資金調達に対する政府保証
- ・ 機構解散時に債務超過となった場合の政府による損失補助

(2) 預金保険機構の業務特例等

- ・ 預金保険機構による機構への出資とそのための特別勘定、資金調達に対する政府保証
- ・ 特別勘定への関係者の拠出

(3) 関係機関との連携

- ・ 預金保険機構及びR C Cとの協力体制の充実
- ・ 関係省庁（金融行政、産業再生法の運用等）及び日銀による協力
- ・ 政策金融機関による債権放棄などの協力

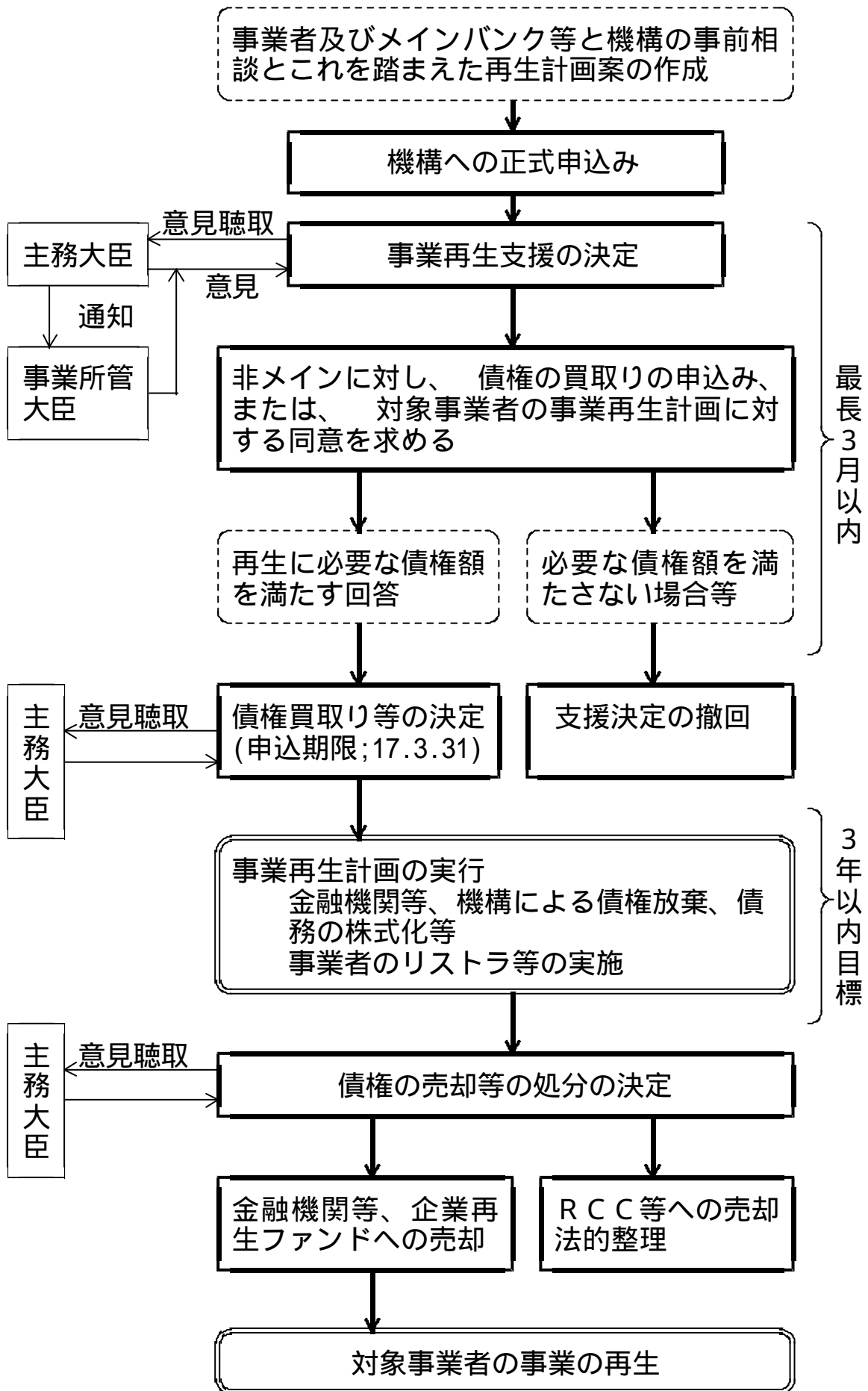
(4) 情報公開

- ・ 委員会が決定を行った場合には、その旨を速やかに公表

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ・ R C C 並びで対象事業者の保証協会保証を可能とする中小企業信用保険法の改正
- ・ 機構の買取期限（不良債権集中処理期限）に合わせてR C Cの買取期限を延長する金融再生法改正
- ・ 内閣府設置法の改正

産業再生機構の業務フロー



株式会社産業再生機構支援基準の概要

1. 支援決定基準

- ・ 次の(1)から(5)までのいずれも満たすこと。
- ・ なお、再生支援の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合、企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(1) 申込事業者が、買取決定が行われると見込まれる日から3年以内に、次に掲げる2つの基準を満たすこと。

ただし、合理的と認められる特段の事情があると産業再生委員会が認める場合は、これを硬直的に適用することはしない。

生産性向上基準（次のいずれかを満たすこと）

- a) 自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上
- b) 有形固定資産回転率が5%以上向上
- c) 従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上
- d) a)からc)に相当する生産性の向上を示す他の指標の改善

財務健全化基準（次のいずれも満たすこと）

- a) 有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内
- b) 経常収入が経常支出を上回ること

(2) 事業再生計画を実施した場合、申込事業者に対する債権の価値が、支援決定時点で清算した場合より下回らないと見込まれること。

(3) 買取決定が行われると見込まれる日から3年以内に、申込事業者の債権の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

(4) 過剰供給構造にある事業分野に属する事業を有する事業者の場合、事業再生計画の実施が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

(5) 申込事業者が、労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行ったこと又は行う予定であること。

2. 買取決定基準

・次の(1)から(3)までのいずれも満たすこと。

(1) 買取価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回らない価格であること。

(2) 買取決定時点においても、支援決定基準を満たすこと。

(3) 支援決定までに、対象事業者が労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行っていなかった場合、話し合いを行ったこと。

3. 建設業に関する基準

・申込事業者が大手、準大手等の総合建設業（いわゆるゼネコン）の場合における支援決定基準は、上記1.に加え、次の(1)及び(2)のいずれも満たすこと。

(1) 過剰供給構造の是正のため、事業再生計画に 又は を含むこと。
事業規模を縮小すること。

2以上の企業の経営統合、共同子会社の活用等による事業統合等の事業再編を行い、経営の効率化と収益性の向上を図ること。

(2) 再生の確実性を確保するため、買取決定が行われると見込まれる日から3年以内に、次の3つのいずれの指標においても、申込事業者が建設業の平均的水準に近い水準となること。

収益性を表す、売上高営業利益率、総資本形状利益率等の指標

安定性を表す、自己資本比率、デットエクイティレシオ等の指標

健全性を表す、固定比率、長期固定適合比率等の指標

株式会社産業再生機構・幹部候補

【社長候補 兼 産業再生委員候補】

斉藤 惇（さいとう あつし）氏 63 歳（1939 年10 月生）

元住友ライフ・インベストメント代表取締役社長・会長、野村證券副社長
債券・株式・国際業務などのマーケットに精通、海外経験も豊富。

【産業再生委員長候補】

高木 新二郎（たかぎ しんじろう）氏 67 歳（1935 年9 月生）

弁護士・法学博士。元裁判官。
企業再生に関する法務実務の第一人者。多くの再生案件を手掛ける。

【産業再生委員候補】

翁 百合（おきな ゆり）氏 43 歳（1960 年3 月生）

日本総合研究所主席研究員、金融審議会委員、社会保障審議会委員、特殊法人等改革推進本部参与

奥山 章雄（おくやま あきお）氏 58 歳（1944 年10 月生）

日本公認会計士協会会長、中央青山監査法人代表社員

田作 朋雄（たさく ともお）氏 47 歳（1955 年10 月生）

プライウォーターワークス・フイナルアドバイザーサービス株式会社 取締役パートナー、
事業再生アドバイザーの専門家。

松田 京司（まつだ けいじ）氏 59 歳（1943 年4 月生）

預金保険機構理事

三木 利夫（みき としお）氏 71 歳（1932 年2 月生）

新日本製鐵顧問（元副社長） 整理回収機構アドバイザー、元日本銀行政策委員会審議委員。
産業界、金融界に精通。政府の審議会等にも数多く参加。

【業務執行最高責任者(COO)候補】

富山 和彦（とやま かずひこ）氏 42 歳（1960 年4 月生）

国内系代表的戦略系コンサルティング会社・ユポレイトレクション (CDI) 前代表取締役社長

【常勤監査役候補】

日野 正晴（ひの まさはる）氏 67 歳（1936 年1 月生）

駿河台大学法科大学院設置準備委員会教授、弁護士、元金融庁長官、元名古屋高等検察庁検事長

【非常勤監査役候補】

生駒 俊明（いこま としあき）氏 62 歳（1941 年3 月生）

一橋大学大学院客員教授、前日本テキサス・インスツルメンツ株式会社社長

横山 禎徳（よこやま よしのり）氏 60 歳（1942 年9 月生）

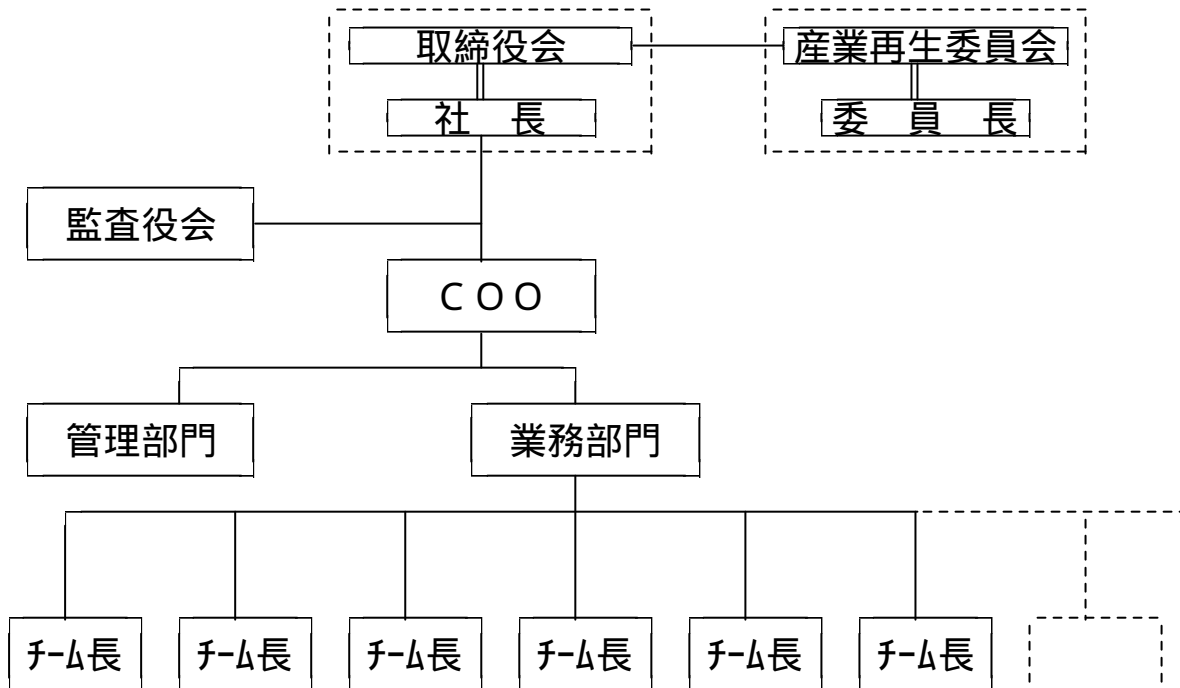
経済産業研究所上席研究員、オリックス(株)非常勤社外取締役、
元マッキンゼー・アンド・カンパニー ディレクター

産業再生機構の組織及び人材確保について（イメージ）

1．機構の組織の概要

組織の規模は最小限に（数十人 - 100人程度）

必要に応じ、外部へのアウトソーシングで民間の活力を最大限活用



2．人材の確保

民間の事業再生ビジネスに関するプロをリクルート

公的性格をベースにしつつ最高の人材を集めるためのインセンティブ報酬の導入

日本経済の再生を目指す有能なプロや若手が収入大幅ダウン(半減、1/3等)を覚悟で参集

産業再生機構設立のスケジュール（予定）

4月16日（水）

主務大臣の役員認可（役員正式決定）

機構設立登記申請（会社設立）

第1回取締役会・監査役会（社長正式決定、産業再生委員選出）

5月8日（木）

機構事業開始

（注）上記のスケジュールは、若干の変更があり得る。